高等学校等奨学給付金とは?

高等学校等奨学給付金は、全ての意志ある生徒が安心して教育を受けられるよう、高等学校等の授 業料以外の経済的な負担を軽減するために、県が低所得(非課税・生活保護)世帯を対象に返済不要 な給付金を支給する制度です。

【就学支援金、奨学給付金、愛知県高等学校等奨学金(県の奨学金)の違い】

- ・就学支援金…授業料を支払う代わりに学校に納められる補助金です。生徒が申請し、返済は不要です。
- ・奨学給付金…授業料以外の教育費のために現金が給付されます。保護者等が申請し、返済は不要です。
- ・県の奨学金…授業料以外の教育費のために現金が貸与されます。生徒が申請し、返済が必要です。

奨学給付金は、就学支援金や県の奨学金と一緒に利用することができ、就学支援金や県の奨学金の額が減額されることもありません。

※愛知県以外が実施する奨学金の中には、奨学給付金と一緒に利用することができないものがあります。 奨学給付金を申請する前に必ず実施団体へご確認ください。

愛知県の給付金を受給することができる方 ..

生徒・保護者等の全員が次の1・2の条件の全てを満たす場合、給付金を受給することができます。

【保護者等】とは、7月1日時点の生徒の親権者などで、<u>就学支援金、学び直し支援金又は専攻科支援金(以下、「就</u> 学支援金等」という。)を申請する際に所得確認の対象となる方のことをいいます。親権者が2名いる場合は、 が保護者等となります。また、生徒の親権者がいない場合は、生計維持者が保護者等となります。

(保護者等の確認は、生徒が在学する高等学校等へ提出した就学支援金の受給資格申請書等により各学校において行います)

- 生徒の条件…①②全てに当てはまる必要があります。兄弟の場合は、生徒ごとに条件を確認します。
 - ① 平成 26(2014)年度以降に高等学校等(愛知県外の学校を含む)の1年生(1年次)に入学した方
 - 7月までに就学支援金等の申請をしている方*
 - *7月1日時点で就学支援金等を受ける権利がない方は、他の条件を満たしていても、奨学給付金を受給することはできません。
- 申請時点で休学中の方や、単位制の学校で学習中断中の方は、11 月末までに復学し給付金を申請した場合は給 付を受けられます。
- **保護者等の条件**…①②全てに当てはまる必要があります
 - 7月1日の時点で、次のどちらかに当てはまる方
 - ・生徒の世帯が生活保護世帯であり、「生業扶助」を受給している*
 - ・保護者等全員の令和6(2024)年度の県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税(0円)である
 - *生活保護受給中の方は、申請する前に社会福祉事務所へ生業扶助を受給しているかどうかを確認するとともに、給付金を申請 することを相談してください
 - 7月1日時点で住民票上の住所が愛知県内にある方*
 - *保護者等全員、または生徒と同居する(生計を同じくする)保護者等の住所が愛知県外である場合は、住民票のある都道府県 の給付金を申請してください。申請方法は各都道府県へお問い合わせください。
 - *愛知県外に住民票がある保護者がいる場合でも、生徒と同居する保護者の住所が愛知県内であれば、愛知県の給付金を申請す ることができます。在学する学校へ相談してください。

次に当てはまる場合は、給付金を受けることができません!

- ◇7月1日時点で就学支援金等を受ける権利がない場合
- ◇7月1日時点で生徒が次のいずれかに該当する場合 ・退学し、どこの学校にも在学していない方

 - ・平成26年度以降に1年生として入学(転学・再入学
- ◇他の都道府県の給付金を受給している場合
- ◇保護者等全員分の所得証明書類を提出することができない場合(前年または当年に日本国外にお住まいの方は、所得証明書類が発行されない場合があります。市町村役場の窓口で確認してください) ◇生徒が児童養護施設等に入所中であるか、里親の養育を
- 受けており、生徒又は保護者等が児童福祉法の措置費の うち「見学旅行費」または「特別育成費」を支給されて いる場合(母子生活支援施設に入所中の方はこれらの措 置費を支給されていても給付金を受けられます)

申請方法等

1 申請者

生徒の保護者等のうち、1名。

- ◇両親が保護者等であり、別居している場合は、生徒と同居する保護者が申請してください。
- ◇就学支援金等の書類を提出してから7月1日までの間に、離婚・死亡・再婚など保護者に変更があった場合は、在学する学校へ お問い合わせください。

2 提出先

就学支援金等の申請書類を提出した学校へ、申請書類等を提出してください。

- ◇兄弟姉妹で別々の学校に在学する場合でも、それぞれの生徒が在学する学校へ提出してください。
- ◇県外学校に通っており、学校がとりまとめを行わない場合は、愛知県私学振興室へ直接郵送してください。郵送事故が心配な場 合は、書類の到着の確認がとれるよう、特定記録や簡易書留による郵便をご活用ください。なお、大量の申請書を取り扱ってい るため、電話による到達確認はお控えください。

3 申請期限

令和6年7月1日(月)から令和6年11月20日(水)まで

支給の方法

県から申請者名義の口座に支給します。支給は原則年1回、全額を支給します(※支給時期を県にお問 い合わせいただいても、お答えしかねます。支給の有無が決定しましたら、別途学校からお知らせします。)。

申請書類•年間支給額

- ◇申請書類等は、生徒一人について、一式を提出してください。また、この他に学校が指示する書類があれば提出してください。
- ◇給付額は、7月1日時点で生徒が在学する学校のうち、就学支援金等を申請した学校が基準となります。

(1) 基準額1を申請できる方…生徒の世帯が7月1日時点で生活保護費のうち「生業扶助」を受給している場合

- 提出書類
- ①高等学校等奨学給付金支給申請書(様式1-1(その1))
- ②生活保護受給証明書*(原本、コピー不可) 令和6年7月以降に発行されたもので、7月1日時点で、生活保護費のうち、「生業扶助」を受給していることが証明されているもの。
- ③口座振替申請書(様式1-2) 振込先口座の銀行名、支店名・番号、口座番号、口座名義の分かるものを添付
- *「生業扶助」を受給していても、②の証明書に「生業扶助を受給していること」が書かれていない場合は、発行元で記載をしてもらうようにしてください。
- *証明書に生徒と保護者等両方の氏名が書かれていない場合は、生徒・保護者等全員分の証明書を提出してください。
- *課税証明書(非課税証明書)は提出しないでください。
- 生徒一人あたりの年間支給額 全日制・定時制・通信制課程 52,600円

(2) 基準額2を申請できる方…保護者等全員の所得割が非課税である世帯(生業扶助を受給する世帯を除く)

- 提出書類
- ①高等学校等奨学給付金支給申請書(様式1-1(その1))
- ②保護者等全員の令和6(2024)年度分の課税証明書等* 県民税所得割及び市町村民税所得割が確認できるもの例:市町村民税課税証明書の原本、住民税特別徴収税額決定通知書のコピー、住民税の納税通知書のコピー
- ③口座振替申請書(様式1-2) 振込先口座の銀行名、支店名・番号、口座番号、口座名義の分かるものを添付

*マイナンバーを提出する場合は省略できます。

● 生徒一人あたりの年間支給額 全日制・定時制課程 142,600 円 通信制課程・専攻科 52,100 円

(3) 基準額2+第2子加算額を申請できる方…7月1日時点で次の①~③全でに当てはまる世帯(生業扶助を受給する世帯を除く)

- 世帯の条件
- ①生徒が通信制・専攻科以外の課程に在学 ②保護者等全員の県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税 ③対象生徒以外に保護者等が次の(1)・(2)いずれかに該当する者(以下、「第2子加算要件に該当する家族」という)を扶養している*
 - (1) 高等学校等に在学する者で、当該生徒の兄弟姉妹であり、第2子加算額を申請していない者
 - (2) 高等学校等に在学していない者で、当該生徒の兄弟姉妹であり、基準日における年齢が15歳(中学生 を除く。)以上23歳未満の者
 - *7月1日時点で生徒の保護者等に扶養されていない方(就職し扶養から外れている方、保護者等ではない方に扶養されている方など)を除く
- 提出書類
- ①高等学校等奨学給付金支給申請書(様式1-1(その1)) ②高等学校等奨学給付金加算支給申請書(様式2)
- ③第2子加算要件に該当する家族について記載された扶養誓約書(様式7-1)
- ④第2子加算要件に該当する家族の在学証明書 世帯の条件③の(1)に当てはまり、かつ年齢が23歳以上の方の証明書を提出。 原本。学生証・生徒手帳のコピー等は不可。複数の学校に在学している方は、就学支援金等を申請した学校の証明書を提出してください。
- ⑤保護者等全員の令和6(2024)年度分の課税証明書等* 県民税所得割及び市町村民税所得割が確認できるもの例:市町村民税課税証明書の原本、住民税特別徴収税額決定通知書のコピー、住民税の納税通知書のコピー
- ⑥口座振替申請書(様式1-2) 振込先口座の銀行名、支店名・番号、口座番号、口座名義の分かるものを添付

*マイナンバーを提出する場合は省略できます。

● 生徒一人あたりの年間支給額 全日制・定時制課程 152,000 円 (基準額2 142,600 円+第2子加算額 9,400 円)

6 注意事項等

- ◇生活保護の生業扶助を受給している場合は「(1)基準額1」を申請してください。生業扶助を受給する方が、給付金申請時に申告せず「(1)基準額1」以外を受給した場合は、返還をしていただきますので注意してください。
- ◇保護者等が海外に在住していたため保護者等全員の証明書を提出できない場合は、給付金を受けることはできません。
- ◇「(3)基準額+第2子加算額」の申請をした場合でも、学校・県が指定する書面で扶養や在学を証明できない場合は、「(2)基準額2 | のみを支給します。
- ◇支給された給付金は、生徒の教育費として計画的に活用してください(生業扶助を受給する方は、修学旅行積立金などの生業扶助で措置されない教育費として活用してください)。
- ■お問い合わせ:各学校または愛知県県民文化局私学振興室 奨学グループ(☎ 052-954-7477 (ダイヤルイン))